

低価格入札に係るかし調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市水道局が発注する建設工事について鳥取市水道局会計規程（昭和49年鳥取市水道事業管理規程第8号）第138条において準用する鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）で規定するものに対して、品質を確保するため、かし調査に係る事務の取扱いを定めるものである。ただし、かし調査の実施以前に発生したかしについては、第7条及び第8条によって処理するものとする。

(調査目的)

第2条 建設工事請負契約約款第44条（かし担保）、土木設計業務等委託契約約款第40条（かし担保）、建築設計業務等委託契約約款第40条（かしに対する受注者の責任）及び工事監理業務等委託契約約款第17条（かし担保）に基づき、工事のかしの存在の有無を調査し、かしがあればその原因調査、補修請求等を行うことを目的とする。

(調査対象工事)

第3条 原則として、鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領第12条により落札決定され、低価格入札者が受注者となった工事を対象とする。ただし、工事目的物が埋設されているもの等で、調査しがたい状況にあるものについては、この限りでない。

(調査の方法)

第4条 調査員が現地において、工事関係者の立会の上で調査を行う。なお、建築工事及びその他関連する電気設備、機械設備、昇降機設備、植栽、外構等の調査に当たっては、施設所管課に対して、「かし調査に係るアンケート」を事前に実施し、その内容を参考にする。

(調査の時期)

第5条 調査は、工事完成後、2か年及び4か年に1度実施する。なお、かし調査を行う1か月から2か月前にアンケート調査を実施する。

(調査の体制)

第6条 調査の体制は、原則次の職員で対応する。

(1) 調査員 工事担当課の職員

(2) 立会者 工事受注者、設計者及び工事監理者（以下「工事受注者等」という。）

(かしの原因の特定等)

第7条 工事主管課（所）長（以下「主管課長」という。）は、かしが判明した場合には、工事受注者等に対して、かしの原因の究明を指示し、原因及びかし補修等の請求の相手方を明確にしなければならない。

(かし補修等の請求)

第8条 かし補修等の請求は、かし補修の請求の相手方に対して、相当の補修期間を定めて、主管課長が行う。

(かし補修等の報告)

第9条 かし補修等の請求の相手方は、かし補修が完了した場合、速やかに主管課長へ報告しなければならない。

(補修の検査)

第10条 主管課長は、かし補修等の請求の相手方から、かし補修の完了の報告を受けた場合、速やかにかし補修の検査を行わなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月29日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。